

島田川の豊かな流域づくり連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 島田川上流域から下流域に至るまで、流域全体を捉えて住民、事業者、団体、行政が連携しながら、地域の実情に応じた特色のある流域づくりを検討し、豊かな流域づくりの推進事業を行うため、島田川の豊かな流域づくり連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議においては、次に掲げる事務及び協議を行う。

- (1) 豊かな流域づくり推進方策の策定
- (2) 豊かな流域づくり推進事業の調整・実施
- (3) 豊かな流域づくりに関する意見・情報交換
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 連絡会議は、別表の機関、団体等で構成する。

2 連絡会議委員（以下「委員」という。）の任期は2年とする。

なお、新たな委員については任期が経過する前までに連絡会議で協議し、決定するものとする。

3 委員の再任は、妨げない。

(途中参加の委員)

第4条 委員から推薦があり、第8条に規定する会議において出席委員の合意が得られた場合、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第5条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第6条 辞任しようとする者は、第10条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 連絡会議の運営に著しい支障をきたす場合、連絡会議の合意により委員を解任することができる。

(会長・副会長)

第7条 連絡会議に会長及び副会長を設置する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による定める。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

2 連絡会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(公開)

第9条 連絡会議は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

(事務局)

第10条 連絡会議の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、山口県自然保護課、山口県岩国健康福祉センター、山口県周南健康福祉センターで構成し、共同で運用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

(要綱改正)

第12条 この要綱は、第3条に規定する連絡会議の委員の発議により、連絡会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

島田川の豊かな流域づくり連絡会議名簿

区分	団体・個人
流域活動 団体等 (五十音順)	浅江地区コミュニティ協議会 潮音寺山里山づくり推進部
	恩田 浩幸（環境ネットワークいわくに）
	玖珂町ふるさと再生の会
	桑原 芳晴（日本野鳥の会光分会）
	島田川内水面漁業協同組合
	周東里山の会
	徳永 豊（三丘文庫）
	ひかりエコメイト
	南 敦（山口植物学会）
	山口県東部森林組合
流域 地元市	岩国市環境政策課
	光市環境政策課
	周南市環境政策課
事務局	山口県自然保護課
	山口県岩国健康福祉センター
	山口県周南健康福祉センター